



親の会だより

第80号平成27年4月 発行

東大阪市手をつなぐ親の会
(年 3回)

(題字 吉岡名誉顧問)

「共に生きる社会をめざして

日本 大阪 東大阪において

会長 坂本 ヒロ子

3月19日、20日 育成会フォーラム行政説明会が東京で開催され参加してきました。

日本は国連の障害者権利条約に批准締結しましたが、最後の法整備「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行にあたり“障害者差別解消法ってなに？～法律の概要と活用のポイント～”と題して講演がありました。

私も委員として参画している大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会では、平成25年11月より大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みについて①依然として差別事案の相談が寄せられていることや ②差別事案の多くが障がい、又は障がい者についての無理解・偏見等により生じていることを踏まえ、何が差別に当たるのかを地域の皆さんにわかりやすく示す共通の「物差し」となるガイドラインを策定することになりました。

平成25年10月から12月の2ヶ月間、障がいを理由とした差別の事例募集を実施しましたが、上記2点を感じさせる事例が691件寄せられました。それらを元に、①商品・サービス ②福祉サービス ③公共交通機関 ④住宅 ⑤教育 ⑥医療分野それぞれに「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の事例を記載することで、具体的なイメージをもって理解につなげていき、障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪をつくるため『大阪府障がい者差別解消ガイドライン』を作成しました。

大阪障害フォーラム (ODF) では、障害者差別解消に向けた取り組みについてのヒ

アリングで、①差別解消のために実効力のある条例を策定して下さい。②相談、紛争の防止の仕組みをつくって下さい。③わかりやすい情報提供をして下さい。④生涯教育（図書館、博物館等）の場でも合理的配慮をして下さい。⑤広報・周知をして下さい。と提言し、条例の制定と権限を持った機関の設置を求める要望書を12月18日提出しました。

現在、大阪障害フォーラムでは辻川弁護士を招いて「ODF 条例作業チーム」をたちあげ高齢・障害者を盛り込み、住宅問題に力を入れた大阪らしい条例（案）を作成中です。

東大阪でも、だれもが暮らしやすい障害者差別のない東大阪市にするための取り組みを進めていくことが必要です。東大阪市自立支援協議会権利擁護部会で広報・周知を考えていきたいと思ひます。

講演の中で、障害者差別法はなくなったほうがいいのです。まず、この法律をよく知ってもらふことが大切で、後追いで成敗するのがこの法律の目的ではないと言っておれたことばは「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を作成時ころがけていたことでした。

1日も早く、共生社会が実現できるよう東大阪市手をつなぐ親の会も地域の皆さんに理解していただけるよう啓発活動をつづけていきたいと思ひます。

はじめての“居酒屋？”体験

とうふく 機田 弘美

2月22日、YMCAのレインボークラブに参加しました。例年、野外活動が外出のお手伝いでしたが、今年新たな形で、ご近所の方が快くお店を貸してくださって、夕方から“居酒屋風”お店が開店！

お好み焼き・飲み放題・食べ放題とスタッフの方が色々工夫してくれました。利用者さんもお好み焼きを焼いたり、サラダを何度もおかわりする利用者さんも、昼間に見れない顔が見ることが出来てとてもよかったです。

スタッフの方も家で焼くことがなかったようで、オドオドしながら焼いている姿もちょっと（笑）でした。

ただ、今回利用者募集人数8名のところ5名の参加と保護者4名でした。少し、残念でした。夜の試みということで、出にくいかもしれません。でも利用者も大人とみるチャンスではないかと思ひます。またこのような機会があればいいなあと思ひました。

暖かなひととき スタッフの方々、利用者みなさん ありがとうございます。

「ビフォーアフター成年後制度」研修会に参加して

就職在宅部会 伊東 眞理代

2月19日に行われた「ビフォーアフター成年後見制度」という研修会に参加しました。若草会「あいん」の八尾さんと支援センターの北さんが厚労省のレジュメに沿って成年後見施制度の現状と必要性を説明してくださいました。

私の息子は第二東福に10年以上お世話になっていましたが、私が病気になり急に堺の入所施設に入ることになって4年になります。その間に主人も亡くなり、一人っ子の行く末を案じ、少しお尻に火が付いた気持ちで研修会に参加しました。

入所施設の方でも成年後見を取らなくても問題ないようには聞いていたのですが、施設の支援員さんは良くして下さっているとは言え、入所者の日々の世話に忙殺されていて、とても物言わぬ息子の楽しみやレジャーと言うところまでは手が回らないのが本音だと感じます。外出支援などの福祉サービスを利用するためにも後見人の身上監護が必要だと思います。また、一応契約上では長期入院で入所施設の席がなくなることになっているので、そうなったら誰が息子に責任を持ってくれるのか不安になります。

今回の講演で第三者後見の場合後見報酬というのがかかり、これは月2万円として息子が平均寿命まで生きた場合1000万円以上になることが分かりました。障害年金があるから大丈夫というわけには行かない額だと気付かされました。財産のない場合には後見報酬は考慮されるということですが、法人後見をして頂いて、後見人個人に負担がかからないような方法を取ってもらえたら良いのにと感じます。

信頼の置ける親戚にお願いするという形を取ったとしても、その人にも何があるかわからないし、どこまで息子のことをしてくれるか・・・と考え始めると後見制度で裁判所が付いているという安心感があるように思います。他に、信託という銀行が財産管理をしてくれる形もあるそうですが、これは財産管理のみで月3~5万円の手数料がかかるので、庶民には財産管理で財産が食いつぶされるという笑えない状況です。

「遺言」とともに、子供を信頼できる制度で守ってやること、少なくともその道筋を付けてやっておくことが親の責任だという話を聞いて、早速取り寄せていた成年後見の書類を書き始めました。法律で却ってがんじがらめになるのではという不安で今まで踏み切れなかったですが、今回のお話で前向きに手続きしてみようと言う気持ちになりました。

またお話の中で、利用しにくい等の欠点があるなら、利用した人が不便だ具合が悪いと指摘して変えて行って下さいとのことでした。実際、選挙権は剥奪されなくなりました。

作業療法士の役割

チャレンジ D o オ・ア・シ・ス
佐藤 恵（作業療法士）

作業療法ってなに？と思われる方がほとんどだと思います。この場をお借りして作業について、作業療法について少しだけでもお伝えできたら、そう思っています。

私たちは誰でも毎日「作業」をしています。食べたり、入浴したりするような、『物』や『他の人』と関わるすべての活動を「作業」と呼びます。それはセルフケアや家事、毎日の仕事、余暇活動、地域活動など、私たちを取り巻くすべてのものに当てはまります。「作業」は私たちと社会をつなぐ「接点」なのです。

病気やけが、もしくは、生まれながらに障害のある人など、年齢に関係なく、日常生活に支援が必要なすべての人が、作業療法の対象となります。また作業療法では基本的動作能力、応用的動作能力、社会的適応能力の3つの能力を維持、改善し、「その人らしい」生活の獲得を目標にしています。

作業療法士は、身体・精神・発達・老人の各分野で仕事をしています。身体分野のリハビリ室で、白衣を着た人がリハビリをしている... そんなイメージを作業療法士に持つ人も多いでしょう。精神分野では、手芸・陶芸など何か作っていたり、散歩をしていたり...

「作業療法」ってなんでも屋なのか、と思われる方も多くおられると思うのですが、一見まったく違うことをしていても、実は同じ目的で行っているのです。

私は4月から就労移行支援事業所で勤務しています。就労をしたい、と希望する方を対象にして、その方の今出来ることはどんなことなのか、出来ないのはどうしてできないのか、出来るようになるにはどうしたらいいか、もしくは出来なくても他の方法で代用できないか、について、身体・精神・認知機能・対人機能などいろいろな方面から、具体的にひとつずつ考えていく過程を大切にしていきたいと考えています。また、利用される方がどのように生活していきたいのか、どういった形で社会と接点をもっていきたいのかを一緒に考え、その方の能力が最大限に発揮できるような方法を職員みんな考えていけたらと思っています。

今後も『チャレンジ D o オ・ア・シ・ス』をどうぞよろしくお願いします。

編 集 後 記

「希い」第80号の発行が遅れたことを詫び申し上げます。

5月29日（金）東大阪市手をつなぐ親の会の総会を総合福祉センターで開催します。ご多忙中恐縮ではございますが、ご出席下さいますようよろしくお願いいたします。

(S)